

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令 教育総務室 1頁

訓 令

三 重 県 訓 令 第 11 号
教 委 訓 第 7 号
三 重 県 議 会 訓 令 第 3 号
三 重 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号

庁 中 一 般
局 内 一 般
三 重 県 議 会 事 務 局
三 重 県 監 査 委 員 事 務 局

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成20年6月3日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦
三 重 県 教 育 委 員 会 教 育 長 向 井 正 治
三 重 県 議 会 議 長 萩 野 虔 一
代 表 監 査 委 員 鈴 木 周 作

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程 三重県訓令第20号
三重県議会訓令第1号
教 委 訓 第 4 号
昭和41年三重県警察本部訓令第6号
三重県人事委員会訓令第1号
三重県企業庁訓令第8号
三重県監査委員訓令第1号

の一部を次のように改正する。

別表第2B階分隊の項中「営繕室長」を「健康危機管理室長」に、「副 営繕室副室長」を「副 業務食品室

長」に、

| |
|--------|
| 営繕室副室長 |
| 営繕室副室長 |
| 営繕室副室長 |

 を

| |
|------------|
| 業務食品室副室長 |
| 業務食品室副室長 |
| 健康危機管理室副室長 |

 に改め、同表1階分隊の項中

「

| | |
|-------|----------|
| 避難誘導班 | 出納総務室副室長 |
|-------|----------|

」を「

| | |
|-------|----------|
| 避難誘導班 | 会計支援室副室長 |
|-------|----------|

」に、「4」を「3」に、「

| | |
|----------|---|
| 会計支援室副室長 | 6 |
|----------|---|

」を「

| | |
|----------|---|
| 出納総務室副室長 | 6 |
|----------|---|

」に、「会計支援室主幹」を「会計支援室専門監」に改め、同表2階分隊の項中「企画室長」を「市町行財政室長」に、「市町行財政室長」を「地域づくり支援室長」に、「情報セキュリティ・利活用プロジェクト推進監」を「情報セキュリティ・利活用プロジェクト主幹」に、「企画室副室長」を「地域づくり支援室副室長」に改め、同表3階分隊の項中「給与福利室副室長」を「経営総務室副室長」に、「予算調整室長」を「予算調整室副室長」に改め、同表4階分隊の項中「2」を「3」に、「健康危機管理室長」を「医療政策室副室長」に、「業務食品室長」を「健康づくり室長」に、「地域福祉室長」を「監査室長」に改め、同表5階分隊の項中「

| | |
|----------|---|
| 公共事業運営室長 | 4 |
|----------|---|

」を「

| | |
|----------|---|
| 公共事業運営室長 | 3 |
|----------|---|

」に改め、同表6階分隊の項中「金融室長」を「金融経営室長」に、「団体支援室長」を「商工振興室長」に改め、同表8階分隊の項中「生活総務室長」を「生活・文化総務室長」に、「人権・同和室副室長」を「男女共同参画・NPO

室長」に、「生活総務室副室長」を「生活・文化総務室副室長」に、「交通安全室長」を「勤労・雇用支援室長」に、「青少年・私学室長」を「文化振興室長」に、「勤労・雇用支援室長」を「交通・地域安全室長」に改め、同表R階分隊の項中「環境活動室長」を「地球温暖化対策室副室長」に改め、同表厚生棟分隊の項中「給与福利室長」を「福利厚生室長」に、「給与福利室副室長」を「福利厚生室副室長」に、「給与福利室主査」を「福利厚生室主幹」に改め、同表講事堂分隊の項中

「**総務課副課長 6**」を「**総務課副課長 5**」に、「**8**」を「**13**」に改め、同表隊付の項中

「**通報連絡班 管財室副室長 3**」を「**通報連絡班 管財室副室長 2**」に、

「**避難誘導班 管財室施設保全グループに属する職員のうち管財室長の指名する者**」を

「**避難誘導班 管財室財産管理グループに属する職員のうち管財室長の指名する者**」に、

「**救助班 管財室副室長**」を

「**救助班 管財室財産管理グループに属する職員のうち管財室長の指名する者**」に、「**総務部職員**」を「**管財室施設保全グループに属する職員**」に、

「**電気班 管財室施設保全グループに属する職員のうち管財室長の指名する者**」を

「**電気班 管財室専門監兼副室長**」に、

「**機械班 管財室施設保全グループに属する職員のうち管財室長の指名する者 3**」を

「**機械班 管財室施設保全グループに属する職員のうち管財室長の指名する者 2**」に、「**営繕室専門監兼副室長**」

を「**管財室財産管理グループに属する職員のうち管財室長の指名する者**」に、「**4**」を「**2**」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。